

## 世田谷区商店等における共生社会促進助成事業補助金交付要綱

平成30年8月1日

30世障施第701号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民の生活の場であり、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店や事業所(以下「商店等」という。)での障害者を受け入れる環境の向上を図るための商店等における共生社会の促進に関する事業(以下「共生社会促進助成事業」という。)に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付について、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、障害者への合理的配慮の提供を目的として行う物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品の作成又は購入とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる馬事公苑界わい及び区の基本計画における「保健福祉の街づくり重点ゾーン」である梅ヶ丘駅周辺地区の別表1に掲げる住所地に存する商店等において補助事業を実施する者その他区長が特に必要と認めるものとする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品に係る別表2に掲げる補助対象経費であって、一の商店等につき、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、一の商店等が第1号及び第2号の経費について交付を申請する場合は、合計70,000円を限度とする。

(1) 作成委託に要する経費 50,000円

(2) 購入に要する経費 70,000円

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に、商店等における共生社会促進助成事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出させなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる補助対象経費

ア 仕様書

イ 補助金の交付の対象となる経費の見積書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号に掲げる補助対象経費

ア 補助金の交付の対象となる経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 補助金の交付の対象となる経費の見積書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付した条件を商店等における共生社会促進助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときには、その旨を商店等における共生社会促進助成事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、申請内容を変更、中止又は廃止する場合には、商店等における共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)に、区長が必要と認める書類を添えて提出させなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認したときは、その旨を商店等における共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業変更・中止・廃止承認書(第5号様式)により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(遂行命令等)

第8条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査、補助決定者が提出する報告書等により補助金の交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときには、当該補助決定者に対して商店等における共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業遂行命令通知書(第6号様式)により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助決定者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助決定者に対して商店等における共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業停止命令通知書(第7号様式)により補助事業の一時停止を命じるものとする。

(完了の報告)

第9条 区長は、補助決定者(第7条第2項の規定により変更の承認を受けた補助決定者を含む。)に、物品を作成し、又は購入した後30日以内に、商店等における共

生社会促進助成事業補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて報告させなければならない。

（1）納品書

（2）その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、商店等における共生社会促進助成事業補助金額決定通知書（第9号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助決定者に、速やかに商店等における共生社会促進助成事業補助金請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）により、区長に補助金を請求させるものとする。

3 区長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った補助決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の受領委任）

第11条 補助金の交付を受けようとする補助決定者が、当該補助金を物品の作成者又は販売業者に受領させることを希望した場合において、区長が適当と認めるときは、区長は、物品の作成者又は販売業者に補助金を受領させることができる。

2 前項に規定する補助金の受領の方法を希望する補助決定者に、請求書に代えて、商店等における共生社会促進助成事業補助金請求書兼委任払申請書（第11号様式）を区長に提出させなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

（4）補助を受けた事業に関し他の補助金等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を商店等における共生社会促進助成事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により当該補助決定者に速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取

消しに係る部分について既に補助金が交付しているときは、補助決定者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

( 違約加算金及び延滞金 )

第 1 4 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助決定者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金( 1 0 0 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金( 1 0 0 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 3 6 5 日当たりの割合とする。

( 違約加算金の計算 )

第 1 5 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

( 延滞金の計算 )

第 1 6 条 第 1 4 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納不額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

( 補助金の一時停止 )

第 1 7 条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助決定者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行し、平成 3 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

地域	住所地
世田谷地域	世田谷1～3丁目、弦巻3～5丁目、桜1～3丁目、宮坂1～3丁目、経堂1～5丁目及び桜丘1～5丁目
北沢地域	梅丘1～2丁目及び豪徳寺1～2丁目
玉川地域	駒沢3丁目、新町2～3丁目、桜新町1～2丁目、用賀2～4丁目及び上用賀1～6丁目
砧地域	船橋1丁目及び3丁目

別表2（第4条関係）

経費	補助対象経費
作成委託に要する経費	点字メニュー、写真付き音声コードメニュー、コミュニケーションボード等の作成委託に係る経費
購入に要する経費	段差解消用簡易スロープ、筆談ボード等の物品購入に係る経費